

電子データ等借用に係る誓約書

年 月 日

殿

住所
借用者
氏名

〔 法人の場合は名称
及び代表者名 〕

借用者は、電子データを東京都から借用する場合に際し、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

借用データ	
協力会社等	
使用目的	
使用期限	複製部数

(データの複製)

1 借用者は、東京都から借用した原版から複製部数欄に記載された部数のみ複製データを作成した上で、複製データを使用します。データ複製後、原版は速やかに安全かつ確実に東京都に返還します。

(使用目的)

2 借用者は、電子データを使用目的欄に記載された業務にのみ使用します。なお、電子データのリバースエンジニアリング、配布及び公衆送信等はいかなる目的においても行いません。

(使用範囲)

3 電子データの使用範囲は、借用者の組織内における使用に限定します。

(第三者への販売等の禁止)

4 借用者は、電子データを複製または改変したものについて、第三者に対して販売、貸与、刊行及び配布を行いません。ただし、上記協力会社に貸与する場合は除く。

(借用データの廃棄)

5 借用者は、東京都がいかなる理由によっても電子データの使用期限を変更し、貸与を終了する権利を留保することを承知します。借用者は、使用期限が到来したときには、複製データ全てを安全かつ確実に廃棄します。また、廃棄完了5日以内に「電子データ等廃棄完了報告書（様式第170号）により、東京都に報告します。

(権利関係)

6 本誓約書に規定されていることを除き、電子データ及び電子データを改変したものに係る権利は、いずれも借用者に帰属しないことを確認します。

(誓約内容の変更)

7 借用者は、この誓約書の内容に変更が生じた場合に遅滞なくこれを東京都に報告し、その変更が生じた日から2週間以内に「電子データ等借用申請兼承諾書」（様式第168号）及び電子データ等使用に係わる誓約書を改めて提出します。

(東京都の免責事項)

8 借用者は、電子データの使用によって損害及び知的財産紛争等が生じても、東京都が一切責任を負わないことに同意します。

(損害賠償の責)

9 借用者が本誓約書に違反し東京都に損害を与えた場合、借用者は損害賠償の責を負うものとします。

(守秘義務)

10 借用者は、電子データによって知り得た秘密を他に漏らしません。

(協議事項)

11 借用者は、本借用書に定めのない事項及び本借用書に関して疑義が生じた事項に関しては、東京都と協議します。